

# 企業情報管理システム開発委託 提案依頼書

## 1 件名

「企業情報管理システム」開発委託

## 2 背景及び目的

### 2-1 「企業情報管理システム」の概要

台東区産業振興事業団が相談支援、助成金支援等を行った企業情報を蓄積し、検索、発信、分析を可能としたデータベースの整備及び Web サイトによる情報の公開を行う。

### 2-2 システム導入の背景

平成 27 年度より、事業者支援の業務の一部を台東区から事業団に移管し、経営相談や助成などの個々の事業者に対するサービスを提供している。本区を訪れる外国人観光客向けの支援事業をはじめとした新たな助成事業が始まり、事業団移管後の相談件数や支援対象事業者数は、着実に増加している。しかしながら、相談企業や助成利用企業の情報管理は紙ベース管理となっており、横断的支援を広げていく上での障壁となっている。

### 2-3 目的

蓄積した相談・支援情報を電子化し、これを利活用することで、区内中小企業に対するきめ細やかで継続的な支援の充実を図る。

### 2-4 目指す事業効果

#### (1) 相談機能の充実

過去の相談・支援情報を有効に活用し、事業者の実情に応じた的確なアドバイスを行う。

#### (2) マッチング支援の充実

蓄積した企業情報をもとに、事業者間のビジネスマッチングを促進する。

### (3) 企業情報発信の充実

登録された企業情報を、ホームページや PR 紙で積極的に発信することで、台東区産業のイメージ向上や、BtoC（消費者）、BtoB(事業者)の取引拡大につなげる。

### (4) 統計・分析への活用

様々な観点から相談・支援内容の統計データを作成し、分析や企画立案に活用する。

## 2-5 業務委託期間

本業務の委託期間は、以下の通り。

契約締結日から平成30年3月30日まで

## 3 システム概要

### 3-1 システム概要

- (1) 企業情報の照会、登録、更新機能（以下、企業情報管理システム）
- (2) 公開に同意を得た企業情報の Web 公開（以下、企業情報発信システム）
- (3) 指定条件に基づくデータ抽出、統計処理・帳票出力
- (4) 以上の機能を具備したシステムを ASP またはクラウド・コンピューティング (SaaS)により提供すること

### 3-2 開発方針

#### 3-2-1 開発体制

##### (1) 事業団の役割

本業務システムの導入における事業団の役割を以下に示す。

《分類/役割》

- ①プロジェクト内の調整及び意思決定
- ②基本設計・要求事項の取りまとめ
  - ・基本設計の評価（仕様のレビュー）
- ③詳細設計・開発・要求事項の取りまとめ
  - ・詳細設計の評価（仕様のレビュー）
  - ・開発の評価（テスト結果に対するレビュー）
  - ・検収（検収テスト及び合否判定）
  - ・システム操作研修の実施
- ④運用・保守に関する指示
  - ・システム運用に伴う評価

## **(2) 事業団の体制**

本業務システムの仕様について決定を行い、プロジェクトを遂行する。

## **(3) 受託者の役割**

本業務委託の受託者として次の役割について責任をもつものとする。

- ①開発プロジェクト管理・システム構築におけるプロジェクトマネジメント全般
- ②基本設計・要求事項の定義
  - ・設計・開発（製造・単体試験）
  - ・結合試験/総合試験
  - ・受入/運用試験への支援
  - ・開発/試験環境の整備
  - ・本番環境の整備
  - ・データ移行
  - ・ユーザー教育
  - ・サービス開始時のサポート
- ③運用・保守

## **(4) 受託者の体制**

受託者は、本業務システムの開発・運用にあたり、以下の事項に留意して要員計画を策定するものとする。

- ①本業務システムの開発の責任者として、アプリケーション開発を熟知し、かつプロジェクト管理の経験者をアサインすること
- ②本業務システムの開発及び運用に必要な能力・知識・経験等を備えた人員により体制を構成すること
- ③プロジェクトの遂行にあたり、システム開発及び運用時に一体となって業務を適正に実施できる人員により体制を構成すること
- ④プロジェクトの実施において特に専門的な知識が必要となった場合に、適宜相応の能力を持つ人員を投入すること
- ⑤本業務システムの開発に従事する者は、ISO/IEC 27001 (ISMS) 若しくは、JIS Q 15001 (PMS) に基づく、情報漏洩の防止に対する情報セキュリティ教育を受けた者をアサインすること

## **(5) 定例報告の実施**

本業務委託で発生する課題と、その解決方針及びスケジュールの進捗状況などの情

報を共有し、開発に重大な遅延や大幅な仕様変更を発生させることのないよう、定例の報告会を実施することとする。

## (6) システム導入支援

本業務システムのユーザーである経営支援課職員及び相談員に対し、以下の説明を実施すること。なお、説明に際しての機材（パソコン及びプロジェクター等）は、原則、受託事業者で用意すること。具体的な研修の開催時期・実施方法等については、提案内容を受け全体スケジュール内で検討する。以下に詳細を示す。

- ①本業務システムの操作方法
- ②事業団の業務内容にそった本業務システムの運用方法の説明
- ③①、②については研修環境等で実際に操作をしながら行うこと
- ④対象人数：約10名程度

### 3-2-2 開発スケジュール

本業務システムの開発スケジュールについて、受託事業者の提案する内容に基づき、協議の上決定するものとする。なお、スケジュールは、下記を想定している。

主な作業工程	時期
仕様協議、業務分析、機能要件・運用仕様の確認・検討	平成29年7月上旬（予定）
開発・テスト等	平成29年8月～10月（予定）
システム操作研修	平成29年10月～11月（予定）
本格稼働	平成29年12月（予定）

### 3-3 機能要件

#### 3-3-1 企業情報管理システム

企業情報管理システムにかかる機能要件は以下のとおり。

##### (1) 組織及びユーザー数

###### ①組織

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課  
台東区小島2丁目9-18

###### ②クライアント数

パソコン 8台  
プリンタ 1台

## (2) 機能要件

### ①ユーザーアカウントポリシー

- ・ユーザーアカウントの権限は管理者、事業団職員、相談員の3階層とする。  
ロール（役割）については、契約締結後事業団と協議の上決定する。
- ・ユーザーアカウントの発行管理は管理者権限ユーザーのみとする。
- ・ユーザー認証はID・パスワードとすること。二要素であることが望ましい。
- ・システム利用権限について、権限グループを有するものとし、登録・更新・照会の可否の制御や、権限に応じた画面項目の可視・不可視の制御を権限ごとに分けた権限グループにて可能とする仕組みを構築すること。
- ・項目の名称変更・追加・削除がマスタにより容易な管理が行えること。

### ②管理する情報の分類

#### (ア) 事業所情報

##### (管理項目)

事業所名、事業所コード、標準産業分類、Web公開区分等

#### (イ) 相談履歴

##### (管理項目)

訪問企業、問合せ案件等の活動予定

活動実績

活動予定通知（企業への必要な支援等を関係者に通知する機能）

#### (ウ) 助成金交付実績

##### (管理項目)

助成金利用状況・利用年度・利用助成金名

(参考) 最終登録見込レコード数 約10万件

### ③検索機能

- ・新規企業情報を登録する際に、事業所コードを自動で取得できること。
- ・事業所名・住所・業種・相談内容で検索できること。また、部分一致や、複数の検索でも検索できること。
- ・保有する企業情報データの全件抽出・条件抽出が可能なこと。抽出方法は、CSV等、抽出後の加工が容易なデータ形式であること。
- ・検索する際、検索したい項目に「マーク」をする事で、検索が可能になる形式であること。

#### ④画面要件

- ・提供されるシステム画面の変更は、受託者のみならず、職員（管理者権限）により、簡易な操作で画面項目の追加・削除や、項目属性情報を容易に編集できる機能を有すること。
- ・特定のプログラム言語による編集を伴わない画面編集機能が提供されること。
- ・セルフカスタマイズ  
職員（管理者権限）が画面項目を追加・変更・削除できること。
- ・オリジナル画面作成  
職員（管理者権限）、新業務画面を作成できること。
- ・参照項目設定  
参照項目等の追加により、編集可能・不可能や可視・不可視を職員（管理者権限）が制御・設定できること。
- ・画面一括反映  
登録画面のカスタマイズ内容を個別企業相談の詳細画面へ一括反映できること。
- ・プルダウン選択式項目  
内容を任意に編集できること。

#### ⑤帳票要件

- ・帳票を出力する際、事業団職員でも簡易な操作で全件抽出・条件抽出が出来ること。

### 3-3-2 企業情報発信システム

企業情報発信システムにかかる機能要件は以下のとおり。

#### （１）検索機能

- ・検索キーは、事業所名・業種・五十音・地区・キーワードとする。
- ・キーワード検索は、ひらがな・カタカナ・漢字に対応し、部分一致も可とすること。

#### （２）画面レイアウト条件

- ・台東区企業情報発信システムトップページから、〇〇ページへのリンクを入れる。
- ・新規に登録された企業の情報

### (3) 公開データ条件

- ・企業情報管理システムとの連携により、Web 公開区分に公開のフラグがついた企業データのみ掲示する。

### (4) 対象データ (参考)

Web 公開可能企業数	約 500 件
公開データ	キャッチフレーズ フリガナ 事業所名 業種 (主) (日本標準産業分類) 所在地 TEL/FAX URL/E-mail 企業 PR 設立年/創業年 代表者 資本金/年間売上 従業者数/平均年齢 取引銀行 受注先等 所属団体 特許等 事業品目/サービス等 加工技術/分野等 加工素材/材料等 主要設備/機材等 画像及び画像の解説 動画データの貼り付け

### (5) 画面カスタマイズ (企業情報画面及びWeb画面)

- ・提供されるシステム画面の変更機能については、システム提供者のみならず、職員 (管理者権限) により、簡易な操作での画面項目の追加・削除や、項目属性の変更を容易にする編集機能を標準機能として有すること。
- ・簡易な変更等は、職員 (管理者権限) が操作可能であること。
- ・特定のプログラム言語による編集を伴わない画面編集機能が提供されること。

- ・セルフカスタマイズ  
職員（管理者権限）が画面項目を追加・変更・削除できること。
- ・参照項目設定  
参照項目等の追加により、編集可能・不可能や可視・不可視を職員（管理者権限）が制御設定できること。
- ・画面一括反映  
登録画面のカスタマイズ内容を編集、本システムへ一括反映できること。
- ・プルダウンの内容設定  
選択式項目のメニュー内容、データ内容が設定できること。

#### **（6）アクセス解析**

アクセス数（検索キーワード・OS・ブラウザ・リファラー等）及びログがレポート形式で取得できること。

### **3-4 インフラ要件**

#### **（1）業務継続性の確保**

- ・可用性の確保として、稼働率、バックアップ範囲、世代管理については提案を行うこと。

#### **（2）データセンター要件**

- ・日本データセンター協会（JDCC）が定める「データセンターファシリティスタンダード基準」TierIVと同等であること。
- ・日本国内に立地していること。
- ・河川氾濫や洪水の恐れが低い地域に立地していること。
- ・新耐震基準で震度5以上に耐える構造を持つ建屋又は免震構造の建屋であること。
- ・非常時には無停電電源装置（UPS）による予備電源を供給し、かつ自家発電装置を有すること。
- ・管理区域は、ICカード及び生体認証で入退室管理を行うこと。
- ・監視カメラを設置し、管理区域への入退室状況等の映像を記録すること。

### **3-5 セキュリティ要件**

Webサイトを狙った改ざん、情報漏洩等のセキュリティ事案が増加しており、特に本事業は公共性の高い情報を取り扱うことから、水飲み場攻撃等の重度なセキュリティ・リスクに備えることが必須となる。平成28年9月、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が「CMSを用いたウェブサイトにおける情報セ



セキュリティ対策のポイント」を公開し、近時の脅威と有効な対策、構築・運用の要点を示している。本書の水準を達成するとともに、以下の要件に適合した構築・運用の提案を行うこと。

#### **(1) Web サーバー等に対する接続制限**

Web サーバー・CMS 等の Web サイトを構成する機器・サービスに対しては、通信(受託者にてリモートメンテナンスのために使用する通信も含む)の制限を行い、公衆インターネット回線からの不正アクセスに備えること。IP アドレス(レンジ不可)や MAC アドレス、電子証明書による認証を必須とする。

#### **(2) パスワードポリシー**

システム運用にかかるユーザーアカウント(受託者が使用するアカウント含む)に付与するパスワードは、[8文字以上、英字(大文字・小文字)・数字・記号混合]とすること。この基準を下回るパスワードに、一般ユーザー自らが設定・変更することは不許可とすること。

#### **(3) 認証制限(アカウントロック)**

CMS(提案する構成に含まれる場合)へのユーザー認証は、一定回数の失敗でロックがかかること。設定値は契約後に指示する。

#### **(4) サービス不能攻撃対策**

Web サイトに対し、サービス不能攻撃と疑われる大量通信を検知できる体制を有すること。検知した際は、速やかに事業団に報告を行うとともに、対応方針を示し、協議を行うこと。

#### **(5) 脆弱性対策**

・受託者は、脆弱性に関する情報を逐次収集・対応するとともに、Web サイトを構成する環境(Apache・IIS、PHP、MySQL、CMS 等)に係る設定は定期的に点検を行うこと。インジェクション攻撃等を招くことがないよう、不要なサービスについては制限・停止を行うこと。

・不特定先から Web サーバーに対する FTP 通信は不許可とすること。

・脆弱性が発見され、対応が必要と事業団が判断した場合、受託者はサービスへの影響が最小となるよう配慮した対応計画を策定し、事業団の承認を得た上で実施すること。

### **(6) マルウェア対策**

システムのマルウェア対策を行うこと。

静的解析（シグネチャによるパターンマッチング）と動的解析（振る舞い検知）を組み合わせ、未知の脅威に備えること。

### **(7) 通信のセキュリティ対策**

・サーバーと事業団クライアント間の接続は、専用の TCP/IP ポートとし、Web からの脅威に備えるため Web 閲覧・メール・FTP 等のポートは制限すること。

・サーバーと事業団クライアント間の通信は、SSL/TLS(128bit 以上)により暗号化を行うこと。

・暗号アルゴリズムの危殆化に備え、脆弱性が公表された際は速やかに対策を講ずること。

### **(8) 改竄検知**

サイト改竄を検知する仕組みを備えること。検知対象とするページ範囲については提案を行うこと。

## **3-6 テスト計画**

本業務システムの総合テストにおいては、以下に掲げる項目を順守すること。

### **(1) テスト計画の策定**

本業務システムの安定稼動を実現し、品質向上を図るため、テストを効果的かつ効率的に実施するものとする。テスト計画の策定にあたり、明確にすべき事項を以下に示す。

- ①実施スケジュール概要
- ②環境方針と概要
- ③推進体制(事業者と事業団との役割)
- ④管理項目(テスト実施の機能等)
- ⑤開発フェーズごとの目的・検証内容・開始及び完了基準

### **(2) テスト実施・評価**

テストの実施においては、確認すべき機能ごとに移行の切り替え、日次作業、月次作業及び年次作業等と大量データ等のイベントごとに実施するものとする。また、他業務システム等との調整の上、実施することに留意するものとする。テストの実施にあたり留意すべき事項を以下に示す。

- ①レビューやテスト不足が原因で、利用者に影響が及ぶシステム障害が発生しないような体制を整備しているか。
- ②レビュー実施計画を策定するとともに、工程ごとのレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理しているか。また、その結果に基づく問題点の把握と課題管理を適切に行っているか。
- ③テスト計画には、負荷テスト、障害回復テスト、性能テスト等が含まれているか。
- ④共通基盤、他業務システムの連携テストが計画に含まれ、関係部署での作業内容等が整理されているか。
- ⑤品質管理基準を設定し、テスト結果を検証しているか。
- ⑥移行判定にあたっては、テストの結果を踏まえ、業務を担当する職員が評価に加わっているか。
- ⑦検収にあたっては、内容を十分に理解できる職員により行われているか。

### **3-7 運用・保守要件**

#### **(1) 保守業務範囲**

システムの保守として、以下の項目を行うこと。

- ①業務システムに起因する障害の原因調査と復旧作業
- ②業務データの修正及び復旧作業
- ③業務システム環境の設定作業
- ④業務プログラムを含むアプリケーションのメンテナンス作業
- ⑤業務イベントへの立会い
- ⑥制度改正等による機能追加等レベルアップ適用作業

#### **(2) 保守体制**

- ①連絡窓口の設置

事業団の担当者との連絡用窓口を設置し、問い合わせに対し迅速に対応すること。

- ②保守要員の配置

事業団の担当者との良好なコミュニケーションの確立に努め、適切な回答と確実な作業を担保できる要員を配置すること。

#### **(3) ヘルプデスクの設置**

受託者側で、システム操作方法等についてのヘルプデスクを設置すること。

ヘルプデスクでは、電話、メールで質問を受け付けることとし、受付及び対応は、日本語で、平日9時～17時まで実施すること。

(※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

### 3-8 品質管理方針

本業務システムの運用時にシステム障害が発生した場合の対応として、以下に掲げる項目を順守すること。

#### (1) 障害の連絡体制の確立

本業務システムの受託者は、システムに障害が発生したときに対応する体制と、連絡先及び案内、報告するための経路を予め定めておき、状況や当面の対応策が速やかに伝達される仕組みを構築するものとする。

#### (2) 障害の原因調査と復旧

本業務システムの受託者は、システム障害を検知又はシステム障害が発生した場合は、事業団と連携を取り、障害原因を調査し、解明に努めなければならないものとする。また、システム障害の復旧にあたり、影響を最小限に抑えるための方策、復旧策を事業団と協議し、早急な復旧に努めるものとする。

#### (3) 障害の報告と再発防止策

本業務システムの受託者は、システム障害の復旧後にシステム障害の状況、発生原因、復旧状況、影響度合い及び再発防止策等について、定められた書式に基づき事業団に報告するものとする。また、再発防止策について、事業団と協議し必要な対策を講じるものとする。

## 4 成果物・納品物

本業務の成果物（納品物）として、以下に示すものを提出すること。事業団は、定性与定量評価を行った後に受け入れるものとする。

- ・プロジェクト計画書
- ・打合せ議事録
- ・進捗管理表
- ・導入計画書
- ・基本設計・要件定義書
- ・試験計画書・試験結果
- ・マニュアル

## 5 秘密保持の厳守

本業務委託により知り得た内容は、その一切を第三者に漏らしてはならない。

## 6 瑕疵担保

本契約の成果物に瑕疵があるときは、事業団は受託者に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、損害賠償の請求をすることができる。

事業団の受託者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物を納品し、事業団、経営支援課の検査に合格した後から1年以内に行うこととする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、著作権、パブリシティ権等の権利関係全般について、ガイドライン P. 15「7. 権利関係」に留意のうえ、本件を履行すること。権利関係の問題が発生した場合は、受託者の責任において処理すること。これに附随して発生した損害については、受託者が賠償するものとする（事業団の責に帰すべき理由により生じたものを除く）。
- (2) 受託者が履行にあたり作成、納品した物の著作権その他一切の知的財産権は、事業団に帰属する。
- (3) 本受託の成果品及び他関連資料に関しては、事業団の許可なく使用又は公表してはならない。
- (4) 本委託業務の実施に当たっては、条例、規則関係法令等を遵守すること。
- (5) 支払条件は、事業完了後（報告書提出後）の一括払いとする。
- (6) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
  - ③できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 障害者差別解消法の遵守について  
本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平

成 25 年法律第 65 号) 及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

- (8) 本仕様書に疑義を生じたとき若しくは定めのない事項については、担当課と別途協議のうえ定めるものとする。

## 8 担当

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課

電話：03-5829-4125 FAX：03-5829-4127

E-mail：soudan@taito-sangyo.jp